

久御山町第2次ごみ処理基本計画

(令和3年度～令和12年度)

【令和7年度改訂版】



 久御山町

はじめに



本町では、ごみの排出抑制及び適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定め、本町のごみ処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的に、令和3年3月に「久御山町第2次ごみ処理基本計画」を策定しましたが、この間、循環型社会の形成をめぐる社会情勢に変化が生じています。

国際的な動向では、国連総会において「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、廃棄物の発生防止・削減・再生利用や食品ロス、海洋ごみの削減など、国際社会全体で取り組んでいくべき課題となっています。

国では、「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）の策定をはじめ、3Rを進めるための「プラスチック資源循環促進法」（令和4年4月）の施行など、循環型社会の形成に向けた動きを加速させています。さらに、近年は廃棄物処理の分野でも脱炭素化が要請され、2050年に温室効果ガス実質排出量ゼロを目指す方針を定めており、本計画でもそれに基づく取り組みが必要となります。

本町では、これまで「ごみ処理基本計画」、「一般廃棄物処理実施計画」のもと、指定ごみ袋制度の導入、プラマーク製品の分別収集や小型家電の回収事業、住民に対する啓発活動や事業者への適正処理指導など様々な施策を実施し、廃棄物の排出抑制と資源化への取り組みを進めてきました。

本計画では、少子高齢化に伴う人口減少の進行や新しい生活様式に対応した環境の中で、これまで本町が進めてきた環境行政を踏まえた上で、さらなる循環型社会の形成に向け、「久御山町第2次ごみ処理基本計画」を改訂します。

令和8年3月

久御山町長 信貴 康孝

目 次

第 1 基本的事項	
1 ごみ処理基本計画について	1
2 計画改訂の趣旨	1
3 計画の位置付け	1
4 広域的取組の推進	3
(1) 広域的取組の必要性	3
(2) 城南衛生管理組合	3
(3) 大阪湾広域臨海環境整備センター	3
第 2 久御山町を取り巻く環境とごみ処理の課題	
1 町の概況	3
(1) 人口動態	3
(2) 産業の動向	5
2 ごみ処理の現況と課題	6
(1) ごみ処理フロー	6
(2) ごみ処理体制	9
(3) ごみ処理の傾向	9
(4) ごみの排出量抑制のための方策及び 排出量目標値に対する実績と評価	10
(5) 課題の抽出	11
3 ごみ処理行政の動向	13
(1) 国の動向	13
(2) 京都府の動向	13
(3) 近隣市町の動向	13
(4) 本町の動向	14
第 3 ごみ処理基本計画の策定	
1 ごみの排出量の抑制のための方策に関する事項	15
(1) 町の取組	15
(2) 住民の役割	17
(3) 事業者の役割	18
2 ごみの発生量及び処理量の見込み（目標値）	19
(1) 人口及び事業活動等の将来予測	19
(2) ごみ発生量の将来推計	19
3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	22
4 ごみの適正な処理及び これを実施する者に関する基本的事項	24
(1) 中間処理計画（再生利用を含む）	24
(2) 最終処分計画	25
5 ごみの処理施設の整備に関する事項	26
6 その他ごみの処理に関し必要な事項	27
(1) 地球温暖化対策	27

(2) 循環型社会推進委員会 27
(3) 災害対策等 27
(4) SDGSへの取組 27

出典 28

第1 基本的事項

1 ごみ処理基本計画について

本町の区域内で発生する一般廃棄物（以下、「ごみ」という。）の処理に関して、その処理責任を負うことから、その処理責任を果たすため、ごみの処理に関する基本的な事項を本計画で定めることとします。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づいて、市町村に策定が義務づけられる「一般廃棄物処理計画」として策定するものです。

また、廃棄物処理法同条第2項の規定に基づいて、本計画を策定します。

2 計画改訂の趣旨

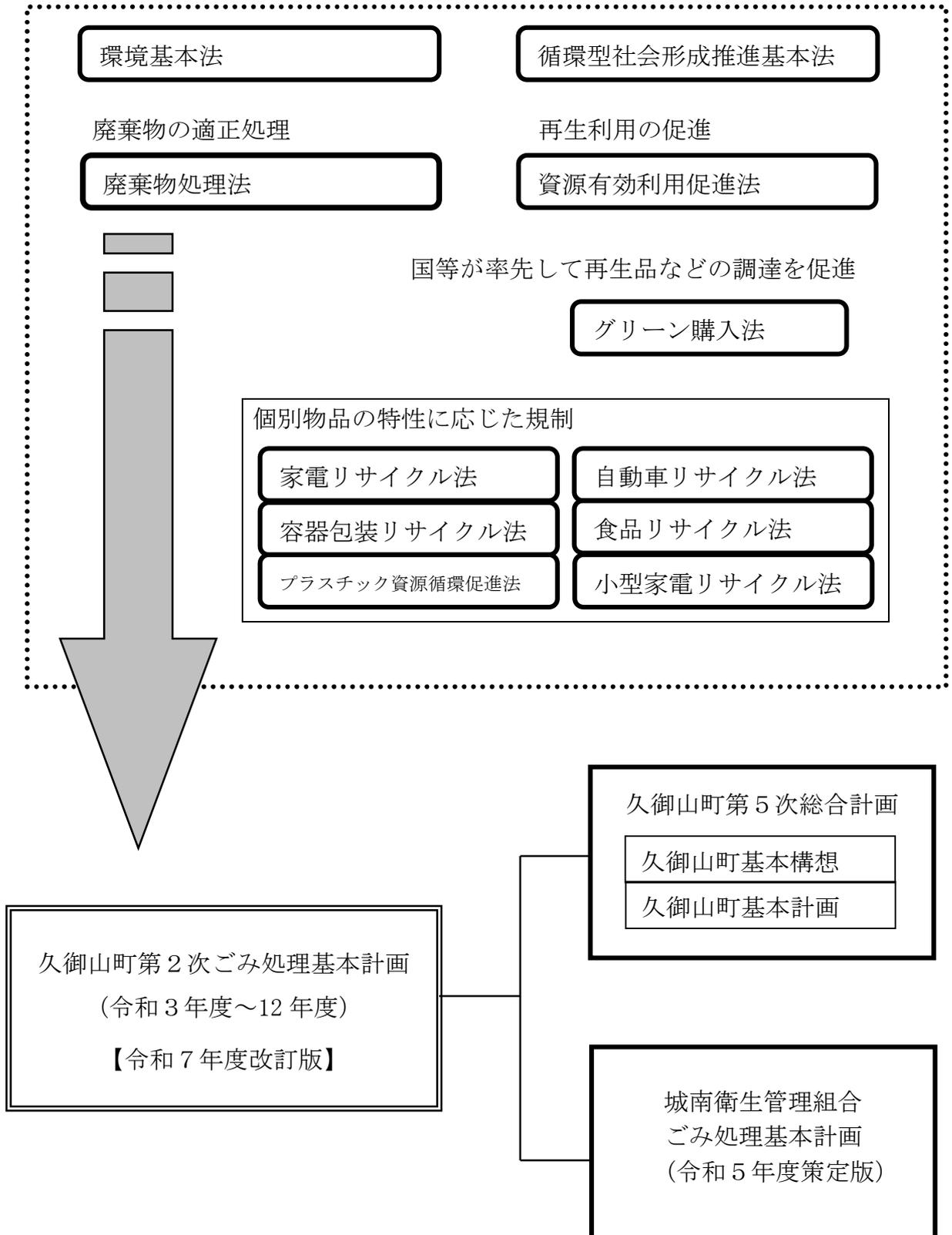
本町では、令和3年3月に「久御山町第2次ごみ処理基本計画」（令和3年度～令和12年度）を策定し一般廃棄物の適正処理に努めてきましたが、循環型社会の一層の推進が望まれるなか、今後実施するごみ減量化や資源化の取組等を計画に反映させることが必要となるため、同計画の中間年度である令和7年度に改訂を行います。

3 計画の位置付け

本計画は、図表1のとおり上位法令や他の計画等と密接に関連するもので、本町におけるごみの処理に関する基本方針を定める最も重要な計画です。本計画は、本町の区域内全域を対象とするため、本町の住民であるか否かに関わらず、本町の区域内にいる全ての者が対象となります。

本町の第5次総合計画では、まちの将来像「つながる心 みなぎる活力 京都南に『きらめく』まち～夢いっぱい コンパクトタウン くみやま～」を基本構想に掲げており、その実現に向けて定められた、まちづくりの基本目標の一つ「人と企業が定着したくなる基盤を整えます」を見据え、「廃棄物の発生抑制と資源化の推進」に取り組んでいきます。

図表 1 計画の位置付けの概念図



4 広域的取組の推進

(1) 広域的取組の必要性

近年、ごみの性状が多様化する反面、ごみの適正処理及び資源化を求める社会的要請が強まっています。

本町では、本町だけに限らず近隣市町との広域的な取組によって、ごみの適正処理及び循環資源の有効利用を図っていくこととします。

(2) 城南衛生管理組合

昭和 39 年、複数の地方公共団体等が行政サービスの一部を共同で行う一部事務組合である「城南衛生管理組合」において、ごみの共同処理が開始されて以来、本町は、中間処理及び最終処分を城南衛生管理組合にて行っています。

城南衛生管理組合では、令和 6 年 3 月にごみ処理基本計画を策定し、計画目標年次の令和 15 年度に向けて計画的な処理を行っています。

(3) 大阪湾広域臨海環境整備センター

広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）に基づいて設立された、近畿 2 府 4 県から発生するごみの最終処分地を確保する大阪湾広域臨海環境整備センターに対して、城南衛生管理組合では、平成 4 年以降、焼却した後の焼却灰等を搬入しています。

第 2 久御山町を取り巻く環境とごみ処理の課題

1 町の概況

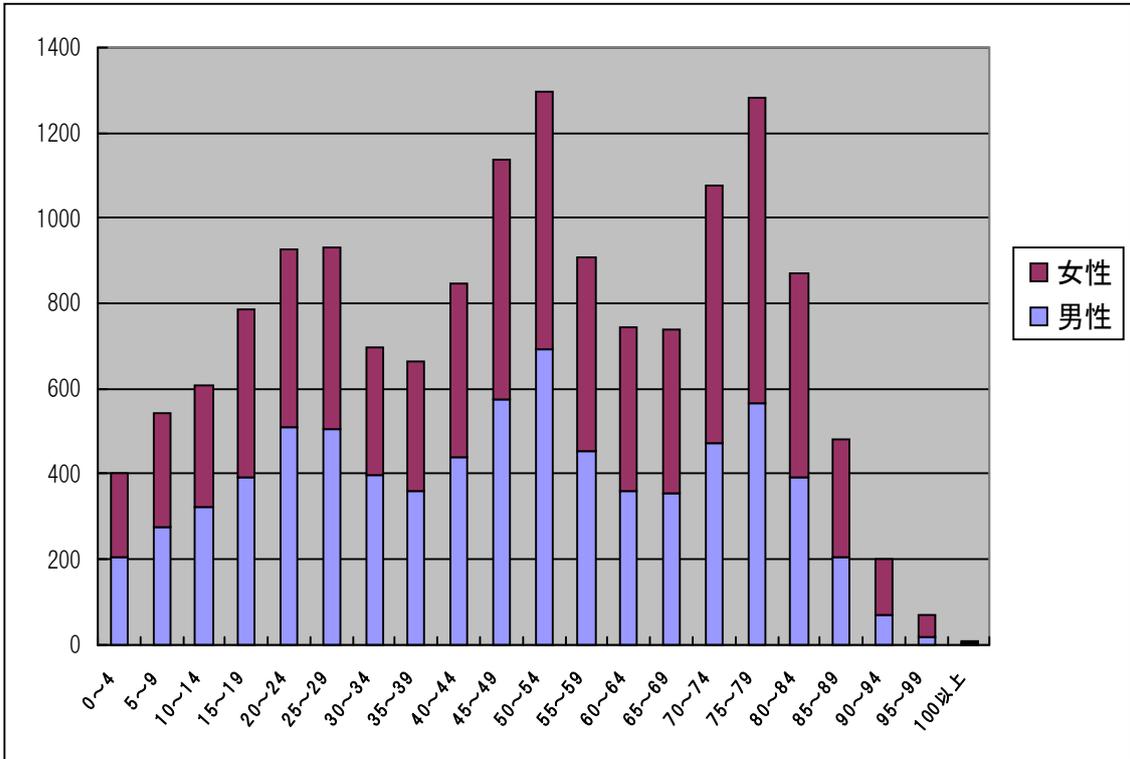
(1) 人口動態

本町の人口は近年、減少傾向にあり、令和 7 年 10 月 1 日現在の人口は 15,123 人です。

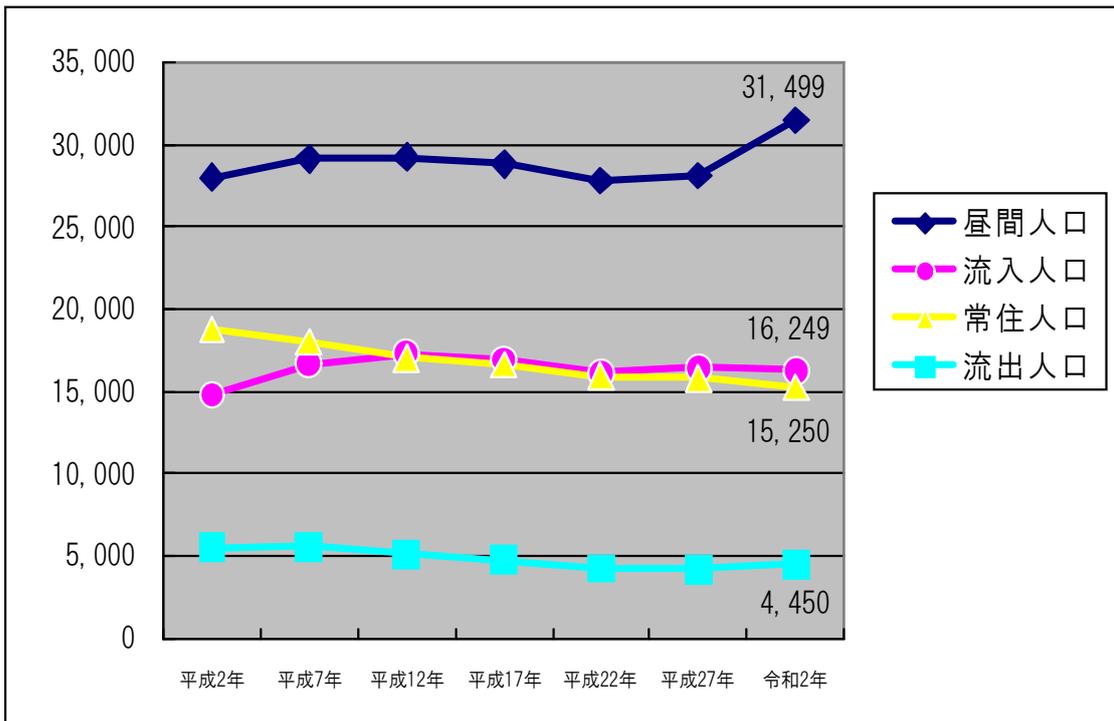
人口ピラミッドから明らかなように、高齢化率（65 歳以上）は高く、今後一層進むことが予想されます。

また、本町の区域内には事業所が多く、就業目的の人口流入が多い特徴がありますので、常住人口だけではなく、昼間人口という視点での施策も求められます。

図表2 人口ピラミッド 令和6年10月1日現在「久御山町統計書」



図表3 人口流入出の推移「久御山町統計書」

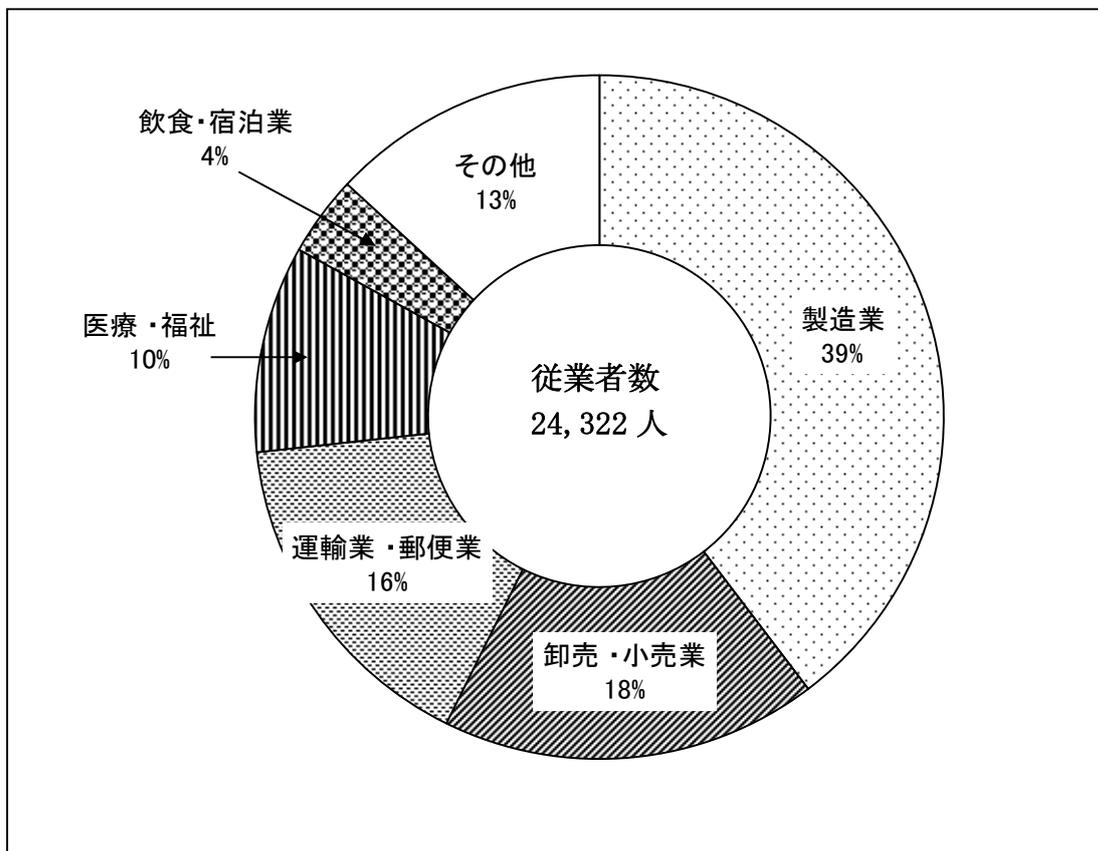


(2) 産業の動向

本町では、約1,500社もの事業所が操業しており、そのうち、製造業の事業所が最も多く、次いで卸売・小売業、運輸業・郵便業の事業所が立地しています。

令和元年度に策定した久御山町第2期産業振興計画に基づき「つなぐ つながる そだてる ものづくりの苗処 久御山」のコンセプトのもと、5つの柱（①産業基盤の向上、②情報発信強化（知名度向上）、③連携、交流の強化、④人材、後継者の育成、⑤創業支援）を軸に施策を展開し、町内産業の活性化を図ります。

図表4 産業別従業者数の割合



令和3年6月1日現在「経済センサス-活動調査」

2 ごみ処理の現況と課題

(1) ごみ処理フロー

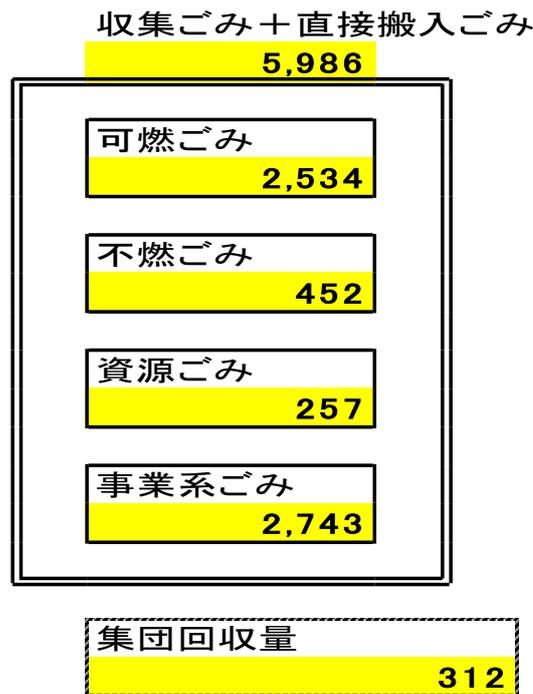
本町のごみ処理の概要を令和6年度実績で例示します。

一般廃棄物は大きく可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、事業系ごみに分けられ、その実績を図表5に示しています。

集団回収量とは、自治会等が実施する古紙等の一斉回収で、本町再生資源集団回収事業補助金交付要綱により補助対象としたものの量です。回収後は、民間古紙業者に引き渡されるため、城南衛生管理組合では中間処理されません。

また、本町が関与していないごみ（上記補助金の交付対象としたものを含む）すなわち、メーカーや販売店が資源回収を目的として実施するものなど民間で自主的に回収されるごみは含まれていません。

図表5 ごみ処理フロー（収集運搬段階）
令和6年度実績（単位：t／年）



可燃ごみ：生ごみ・木くず・紙くずなど

不燃ごみ：金属類・陶器類・ゴム製品など

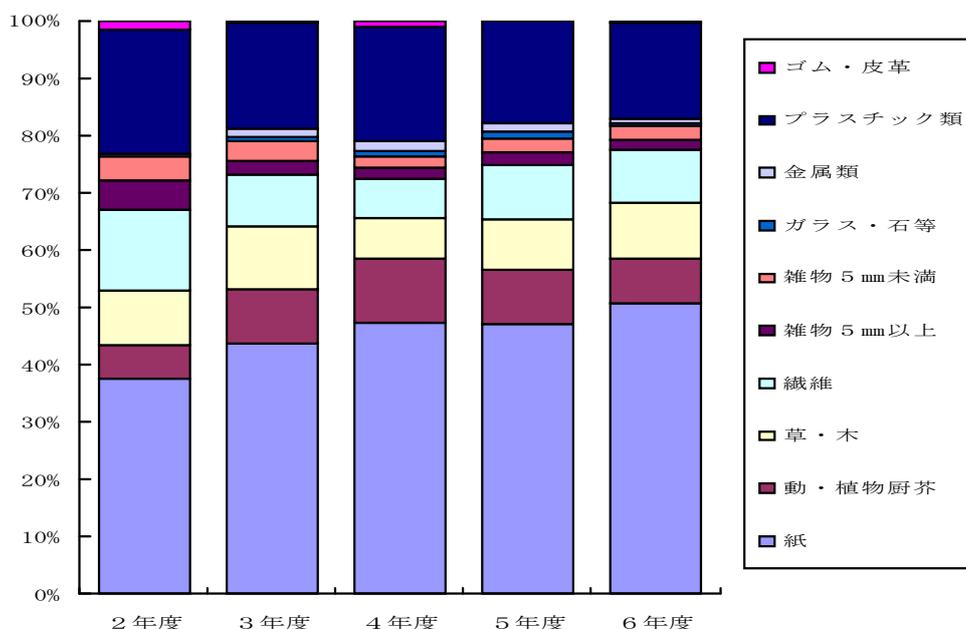
資源ごみ：缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装など

事業系ごみ：事業所から出る一般廃棄物（可燃、魚アラ、剪定枝）

城南衛生管理組合で定期的に行っている、家庭系可燃ごみのごみ質調査結果を以下に示します。

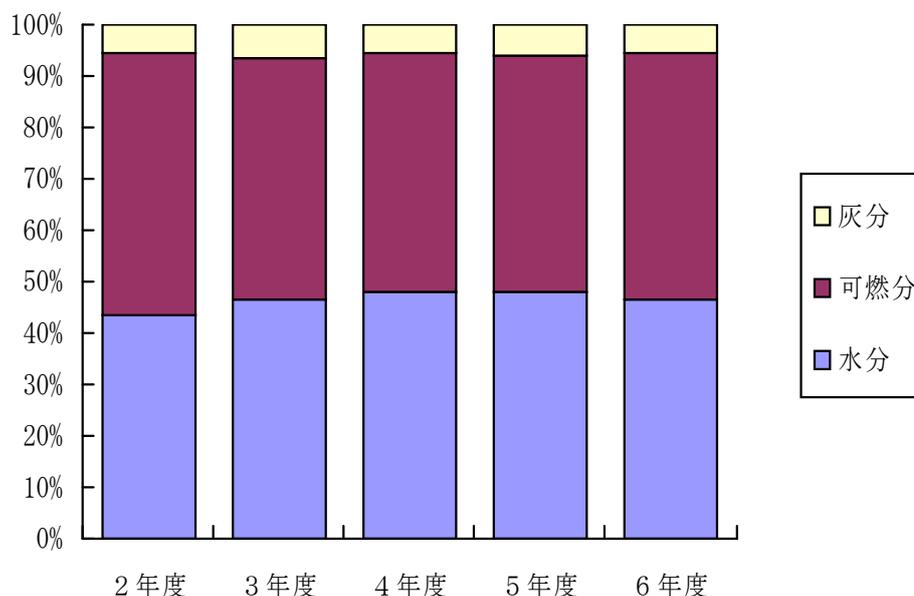
図表7 ごみ質調査結果（組成分析）

紙類が最も多く、全体の5割を占めており、以下焼却不燃物（プラ、ゴム類等）、繊維類の順で、年度間の変動はあまりみられません。



図表8 ごみ質調査結果（成分分析）

可燃分と水分がほぼ同割合で、残りの灰分が約5%となっており、年度間の変動はあまりみられません。



(2) ごみ処理体制

現行のごみ処理体制は下図のとおりです。

図表9 現行のごみ処理体制

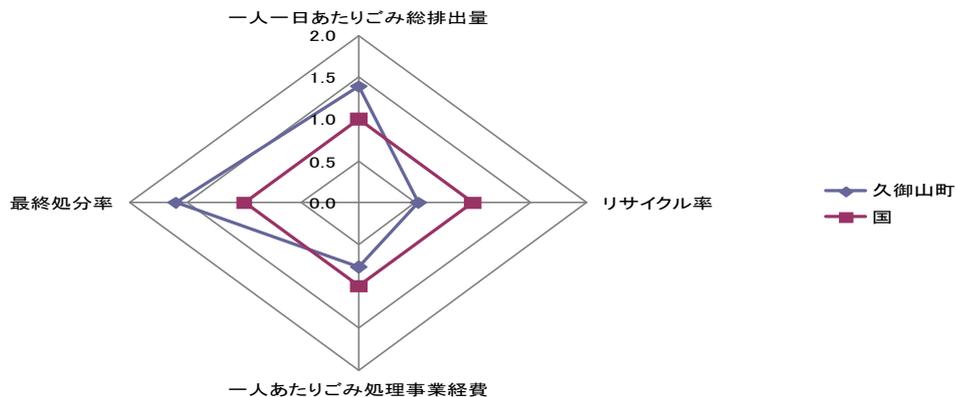
	運営管理体制		
	生活系		事業系ごみ
	可燃ごみ 資源ごみ	不燃ごみ	
ごみ排出抑制	住民	住民	事業者
分別区分	住民	住民	事業者
収集運搬	本町（直営・民間委託）	本町（民間委託）	許可業者
中間処理	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合
最終処分	城南衛生管理組合 大阪湾広域臨海 環境整備センター 他	城南衛生管理組合 大阪湾広域臨海 環境整備センター 他	城南衛生管理組合 大阪湾広域臨海 環境整備センター 他

(3) ごみ処理の傾向

ごみの総排出量、リサイクル率、コスト、最終処分率の4つの指標で、本町のごみ処理の傾向を示します。図表10は、わが国の国民全体での統計値を1とし、本町の実態を表した図です。

本町では他市町村と比較して事業系ごみが多いためごみ総排出量も多くなり、一人一日あたりのごみ総排出量でも1.4と高くなっています。リサイクル率は、ごみの総排出量が多いことから、0.5と大きく下回る結果となっており、最終処分率についても、事業系ごみ等ごみ総排出量が多いことから1.6と高くなっていますが、一人当たりごみ処理事業経費については0.8と下回る結果となっています。

図表10 国を1とした各指標【令和5年度実績】



注 リサイクル率＝ごみの総排出量／資源化量
最終処分率＝最終処分量／ごみの総排出量

(4) ごみの排出量抑制のための方策及び排出量目標値に対する実績と評価
 (実績)

ア 町の役割における実績

- ・平成 31 年 4 月 水銀製品の分別回収
- ・令和 元年 7 月 「ごみサク」の運用、外国語版分別チラシ作成
- ・令和 3 年 10 月 小型充電式電池の拠点回収
 フードドライブ事業の実施

イ 住民の役割における実績

- ・プラスチックごみや小型家電・充電式電池の拠点回収等による、
 ごみの減量や資源化への取組
- ・指定袋の使用や集団回収等によるごみの減量への取組
- ・フードドライブ事業への取組

ウ 事業者の役割における実績

- ・令和元年 9 月からの許可制導入に伴い、事業系一般廃棄物については、許可業者もしくは事業者自らが城南衛生管理組合に搬入
- ・令和 2 年 7 月 レジ袋の有料化に伴う廃プラスチックの発生抑制に向けた取組

エ ごみ処理量における令和 7 年度目標値に対する実績と目標達成状況
 本計画において定められた、ごみ処理量の目標値に対する実績と目標達成状況を図表 11・12 に示しています。

図表 11 ごみ処理の実績

(単位：トン)

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
家庭系ごみ	可燃ごみ	2,973	2,894	2,818	2,699	2,534	
	不燃ごみ (大型ごみ含む)	655	566	513	705	452	
	資源ごみ	173	169	162	151	137	
	プラスチック製容器包装	132	128	125	110	119	
	使用済小型家電	2	3	2	3	3	
	乾電池 ライター 水銀製品 スプレー缶 カセットボンベ	10	8	7	7	8	
	使用済食用油	5	5	4	4	4	
	古紙類	367	376	411	338	312	
	廃家電	2	3	3	2	1	
	計	4,319	4,152	4,045	4,019	3,570	
	事業系ごみ	可燃ごみ	2,946	2,993	2,983	2,818	2,673
		魚あら	105	95	89	96	56
		剪定枝	52	90	13	62	14
計		3,103	3,178	3,085	2,976	2,743	
合計		7,422	7,330	7,130	6,995	6,313	
人口		15,784人	15,571人	15,521人	15,422人	15,212人	
一人一日当たりの排出量 (家庭系ごみ)		750g	731g	714g	712g	643g	
一人一日当たりの排出量 (事業系ごみ含む)		1,288g	1,290g	1,259g	1,239g	1,137g	

図表 12 目標達成状況

(単位：トン／年)

区分		R7年度目標	R6年度実績	達成状況
家庭系ごみ	可燃ごみ	2,835	2,534	○
	不燃ごみ	620	452	○
	資源ごみ	169	137	○
	プラスチック製容器包装	130	119	○
	使用済小型家電	2	3	○
	乾電池	9	8	○
	ライター			
	水銀製品			
	スプレー缶			
	カセットボンベ	4	4	○
	使用済食用油			
	古紙類	406	312	×
	廃家電	1	1	○
	計	4,176	3,570	○
事業系ごみ	可燃ごみ	3,051	2,673	○
	魚あら	87	56	○
	剪定枝	41	14	○
	計	3,179	2,743	○
合計	7,355	6,313	○	

*令和7年度目標に対する達成状況の確認は、便宜上、令和6年度の実績を用いて確認しています。

〈評価〉

ごみの排出量抑制に向けて、町、住民、事業者において様々な方策に取り組んだ結果を図表12に示しています。

可燃ごみや不燃ごみなど災害や経済情勢等の社会状況の変化などによるところもありますが、古紙類を除き、ごみの排出抑制、資源循環の分別が図られたと評価でき、達成目標値はクリアしています。

これらの結果を受け、引き続きさらなるごみの抑制抑制、資源循環の推進に取り組んでいきます。

(5) 課題の抽出

ア 排出抑制

図表11「ごみ処理の実績」のとおり、発生したごみの処理量は災害や罹災などによる不規則な要因を除くと排出量は減少傾向にあります。

一方、集団回収した古紙類の量は、平成6年度から施行実施の再生資源集団回収事業補助事業が町内の各自治会組織等に浸透していますが、ペーパーレス化等に伴い今後も減少傾向が続くと考えられます。

また、全国的な比較では本町の場合、町内事業所数が多く、事業系ごみの割合が高くなっています。それらを踏まえ、さらなる排出抑制に取り組む必要があります。

イ 収集・運搬

ごみステーションに排出されるごみの分別や指定ごみ袋（無色透明または白色半透明の中身の見える袋）の使用の徹底については、引き続き啓発していきます。

平成 21 年度に収集業務の一部を民間委託し、平成 28 年度、令和 6 年度と段階的に民間委託部分を拡大しました。

今後も、「久御山町第 5 次行政改革大綱実行計画」に基づいた効率的・効果的な収集運搬体制の構築を検討していきます。

ウ 中間処理

中間処理は、城南衛生管理組合が行っていますので、ごみの減量に向けた取組には、引き続き他の構成市町とごみの処理に関する基準や考え方の統一を図っていく必要があります。

また、リサイクル率が全国平均と比べて低い現状であることから、資源化推進の一層の啓発や事業系ごみの展開検査などの実態把握を含めた、総合的な資源化対策が求められます。

エ 最終処分

最終処分率については、事業系ごみの総排出量の割合が多いことなどのため、直接埋立処分される廃棄物やばいじん焼却灰などの焼却残渣、焼却以外の中間処理施設の処理残渣が多いことから、国の最終処分率と比べて高くなっています。

また、最終処分場については、埋立可能な期間は 10 年程度しか残されておらず、次期処分地の検討及び建設に必要な期間を考慮すると、さらなるごみの減量を図っていく必要があります。

オ ごみ処理事業経費

現在、有料大型ごみなど一部を除いて、ごみの有料化は実施していませんが、一人当たりのごみ処理事業経費は全国平均と比較しても低くなっています。今後も引き続き、ごみ処理事業に係る適正な財政運営に努める中で、将来的なごみの有料化の是非も調査検討する必要があります。また、検討にあたっては、城南衛生管理組合管内市町と足並みを揃えた上で進めていく必要があります。

3 ごみ処理行政の動向

(1) 国の動向

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第5次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定（令和6年8月）し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の向上を掲げた上で、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げています。

また、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すとしています。

(2) 京都府の動向

京都府では、「京都府循環型社会形成計画（第3期）」（令和4年3月）を策定し、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を推進しています。

また、京都府環境基本計画に掲げるプラスチックごみの削減施策を実行するため、「京都府プラスチックごみ削減実行計画」（令和3年1月）を策定し、使い捨てプラスチックの削減、プラスチックごみの3Rの促進、海洋プラスチックごみ対策等を推進しています。

(3) 近隣市町の動向

ア 集団回収

城南衛生管理組合の構成市町では、ごみの減量化及び資源の有効利用を目的として、資源ごみの分別収集とは別に、新聞・雑誌、段ボール、古布（ウエス）等を対象に集団回収事業を実施しています。

イ 使用済小型家電の拠点回収

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、使用済小型家電を対象に回収ボックスを設置して拠点回収を行っています。

回収した小型家電は再資源化され、ごみの減量化や有用金属の活用などを目指し、循環型社会の一層の推進を図っています。

ウ 外国語版分別チラシ

近年増加しています外国人への支援策の一環として、分別方法等に関する外国人向けの分別チラシやパンフレットを作成し、ごみの適正な分別・排出の情報提供に努めています。

エ プラスチック資源の一括回収

国内におけるプラスチックの資源循環の一層の促進を図ることを目的に、「プラスチック資源循環促進法」（令和4年4月）が施行されたことに伴い、組合管内3市3町で名称、分別基準等を統一し、令和8

年度よりプラスチック資源の一括回収を行い、資源循環の促進を図っていきます。

(4) 本町の動向

ア 生活系ごみの有料化

本町では、平成 25 年度からごみの減量や資源の分別を徹底するため、処理手数料を付加しない指定ごみ袋制（無色透明または白色半透明袋）を実施しています。

生活系ごみの有料化については、全国的にみても広がっており、環境省では「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、ごみ処理の有料化を推進しています。

令和 6 年度に組合管内の住民等が参画する組織「循環型社会推進会議」が設置され、ごみの減量施策の一つである有料化などについての提言を踏まえ、ごみの減量効果の状況等を総合的に勘案する中で、組合管内市町が共同で国の施策である生活系ごみの有料化について調査検討を行います。

イ 循環型社会の推進

プラスチック資源の一括回収や紙ごみの削減対策、小型家電回収の事業拡大及び事業系ごみ（主にプラスチックごみ）の適正搬入等、更なる再資源化の推進や廃棄物の発生抑制対策及びごみの減量化に関する施策等について検討を行います。

第3 ごみ処理基本計画の策定

1 ごみの排出量の抑制のための方策に関する事項

本計画の評価と今後の課題を踏まえ、更なるごみの減量と資源化へ向けた事業を町、住民、事業者の役割として取り組んでいきます。

(1) 町の取組

ア 収集運搬等の処理体制

町は、町内で発生したごみを住民の生活環境に支障が生じないように収集し適正に処理するため、安定かつ効率的な収集運搬体制の構築に努めます。

【実績及び継続事業】

昭和43年7月	燃やすごみ・燃やさないごみ収集
59年1月	乾電池分別収集
平成9年4月	缶・ペット・紙パック・びん分別収集
13年4月	発泡トレイ分別収集（H27.1からプラマーク製品）
	スプレー缶・カセットボンベ分別収集
	廃家電4品目回収
17年4月	廃ライター分別収集
18年4月	水銀体温計分別収集
8月	廃食用油回収
22年4月	ペットボトルキャップ分別収集（H27.1からプラマーク製品）
25年4月	ごみ袋の指定化導入
27年1月	プラマーク製品分別収集
28年4月	小型家電拠点回収
31年4月	水銀製品分別収集
令和3年10月	小型充電式電池拠点回収
	フードドライブ事業実施

【新規事業】

- ・プラスチック資源の一括回収（令和8年4月）

イ ごみ減量、リサイクル活動に対する支援

再生資源ごみの集団回収では、収集から運搬、再資源化処理まで、本町の直接的な処理なく行われているため、行政の人的負担が軽減し、一方で、再生資源ごみの引渡しによる対価により、自治会等の非営利活動の活動資金として活用されています。

【実績及び継続事業】

- ・平成6年4月 再生資源集団回収補助金制度 施行

ウ ごみの発生抑制に関する意識向上（SDGs への取組）

SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標で、その中には廃棄物に関する目標とターゲットも含まれ、ごみを増やさないことは世界的にも重要視されています。本町においても SDGs の趣旨を尊重し、包括的な達成に向けた取組を推進していきます。

【実績及び継続事業】

- ・グリーン購入についての啓発
- ・フードドライブ事業の実施

【拡 充 事 業】

- ・フードドライブ事業の拡充
- ・職員研修の実施及び役場内のコンポスト設置

エ 普及啓発、環境教育の推進

循環型社会の大切な仕組みであるごみの排出抑制や適正な分別などには住民、事業者がライフスタイルや企業理念を再考し、それぞれが自主的な活動を推進することが求められています。

【実績及び継続事業】

- ・クリーンキャンペーンによる環境美化活動
- ・ごみ分別辞典「ごみサク」の運用
- ・外国語版分別チラシの作成

【拡 充 事 業】

- ・紙ごみの分別、生ごみの 3 キリ運動の周知・啓発
- ・各種団体に対する積極的な出前講座の開催

オ 不法投棄・ルール違反ごみ等への対応

ルール違反ごみや不法投棄ごみ、またごみの持ち去り行為については、自治会や地域と連携し生活環境に向けた取組を推進していきます。

【実績及び継続事業】

- ・警告看板等の設置
- ・警察合同による環境パトロールの実施
- ・不適物排出者への適切な指導

【拡 充 事 業】

- ・環境パトロールの強化

(2) 住民の役割

ア 3R（スリーアール）取組の実践

住民一人ひとりがごみを排出している当事者であるという責任と自覚を持ち、3R活動【リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源利用）】の実践を通じ、ごみの減量や資源化に係る取組の中心的な役割を担っていく必要があります。また、町が実施する施策に協力し、ごみの適正排出と適正処理の実践が必要です。

イ ごみ減量、リサイクルに関する活動の推進

本町が実施する再生資源集団回収事業補助制度を積極的に利用し、自らが廃棄する家庭ごみの再資源化に取り組む必要があります。

また、久御山町ごみ分別辞典「ごみサク」を活用し、指定ごみ袋の使用やエコバッグの携帯など、ごみの減量と資源化促進を目指す町の方針に協力し、循環型社会の一層の推進を目指す必要があります。

ウ 適正なごみの排出と集積所の適正管理

町が定めた分別ルールや排出時間、各種リサイクル法に定められた排出方法を順守し、ごみの適正排出に協力する必要があります。

また、地域ごとに決められたごみ集積所に排出するとともに、自治会等が行う適正なごみ集積所の維持管理に協力する必要があります。

エ ごみ処理事業経費に対する理解

近年、ごみ処理に関するコスト意識が社会的に芽生えていますが、ごみは行政が収集するのが当たり前という考え方も依然として残っています。最終処分場の確保や高い技術が求められる中間処理施設の整備などごみ処理事業の経費が高騰している状況を住民は理解し、ごみの発生抑制とともに、ごみの処理に関する応益負担の考え方を認識しなければなりません。

オ 清掃活動への参加

自治会等が行う清掃活動に積極的に参加し、地域の環境美化活動への貢献が求められています。

(3) 事業者の役割

ア 事業系ごみの適正処理

事業者は一般廃棄物と産業廃棄物を区分し、事業系一般廃棄物を城南衛生管理組合の処理施設等に搬入するとともに、自らの事業場内の清潔維持にも努める必要があります。

また、ごみステーションは家庭ごみを集積するために各地域の住民が設置したものであるため、事業者は事業系ごみをごみステーションに排出することはできません。

イ 事業系ごみの減量、リサイクルに関する活動の推進

城南衛生管理組合では、事業系ごみの搬入受入時に従量制に基づいて処理手数料を徴収しています。ごみを減らせば処理手数料も安くなることから、事業者は積極的に事業系ごみの減量、リサイクルに努める必要があります。

また、リサイクルが可能なごみを資源化するだけでなく、可能な限り廃棄物の再生資源利用にも努める必要があります。

ウ 生産者、販売者の責任の徹底

事業者は、生産または販売した製品が使用され廃棄された後においても、その製品の適正な処理、リサイクルに関する責任を負うという考え方（拡大生産者責任）に立って、あらかじめ環境に配慮した製品の設計に努める必要があります。また、その製品が廃棄された後は適正な処理を行う、あるいは処理に係る経費を支出するように努める必要があります。

販売者は、レジ袋有料化に伴う利用者へのマイバッグ利用の意識付けや環境にやさしい代替レジ袋の導入、過剰包装の自粛などの活動を自発的に取り組む必要があります。

2 ごみの発生量及び処理量の見込み（目標値）

（1）人口及び事業活動等の将来予測

ア 人口の将来予測

人口の基準については、過去の各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口（外国人含む）を基にして人口推計を行っています。

年度	令和 6 年度人口	令和 7 年度人口	令和 12 年度推計
人口推計	15, 212 人	15, 123 人	14, 492 人

（10 月 1 日時点）

イ 事業活動等の将来予測

図表 3 「人口流入出の推移」から、就業目的の人口流入による昼間人口の視点での施策が求められます。

（2）ごみ発生量の将来推計

【目標】

ア 家庭ごみ

◇可燃・不燃・資源（缶、びん、ペットボトル、紙パック）

過去の一人一日あたりの排出量を基に各年度毎に 1 %削減を目標

可燃	年度	R7 中間目標	R6 年度実績	達成状況	R12 目標
	排出量	2, 863t	2, 534t	達成	2, 275t
	一人一日排出量	508g	456g		430g

不燃	年度	R7 中間目標	R6 年度実績	達成状況	R12 目標
	排出量	626t	452t	達成	402t
	一人一日排出量	111g	81g		76g

資源	年度	R7 中間目標	R6 年度実績	達成状況	R12 目標
	排出量	169t	137t	達成	122t
	一人一日排出量	30g	25g		23g

◇プラスチック資源

令和8年度からのプラスチック資源の一括回収に伴い、従来のプラマーク製品からプラスチック製品の想定量を上乘せし、以降は各年度毎に1%削減を目標

プラ	年度	R7 中間目標	R6 年度実績	達成状況	R12 目標
	排出量	130t	119t	達成	130t
	一人一日排出量	23g	21g		25g

*令和7年度までは「プラマーク製品」

*令和12年「プラスチック資源」目標値

イ 事業系ごみ（可燃、魚あら、剪定枝）

可燃は各年度毎に1%削減を目標、魚あら、剪定枝は過去実績の平均で算出

事業系	年度	R7 中間目標	R6 年度実績	達成状況	R12 目標
	排出量	3,179t	2,743t	達成	2,634t

ウ 集団回収量（古紙類）

過去の実績の平均で算出

古紙類	年度	R7 中間目標	R6 年度実績	達成状況	R12 目標
	排出量	406t	312t	未達成	354t

エ 収集・運搬（目標）

図表 13 収集・運搬目標【令和 12 年度】

（単位：トン／年）

区分		収集形態	収集回数	収集体制	R6年度実績	R12年度目標
家庭系ごみ	可燃ごみ	ステーション	週 2 回	町／委託業者	2,534	2,275
	不燃ごみ	ステーション	週 1 回	委託業者	452	402
	資源ごみ	ステーション	隔週	委託業者	137	122
	プラスチック資源	ステーション	週 1 回	委託業者	119	130
	使用済小型家電	拠点	週 1 回	町	3	3
	使用済小型充電式電池	拠点	週 1 回	町	0.05	0.05
	乾電池	ステーション	週 2 回	町／委託業者	8	8
	スプレー缶・カセットボンベ					
	ライター					
	水銀製品					
	使用済食用油	拠点	月 1 回	委託業者	4	4
	古紙類	—	指定日	古紙業者	312	354
	廃家電	戸別	随時	排出者／町	1	2
	大型ごみ(不燃に含まれる)	戸別	指定日	排出者／町	—	—
計					3,570	3,301
事業系ごみ	可燃ごみ	戸別	随時	排出者／許可業者	2,673	2,516
	魚あら	戸別	随時	許可業者	56	79
	剪定枝	戸別	随時	排出者／許可業者	14	39
	計					2,743
合計					6,313	5,935

（小数点は切り上げ）

- *資源ごみ（缶・びん・ペットボトル・紙パック）
- *令和 8 年 4 月からプラスチック資源の一括回収実施
（令和 6 年度実績「プラスチック製容器包装」）
- *令和元年 9 月に許可制度を導入

3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

図表 14 分別収集の区分

区分	周知上の区分		品目	
家庭系ごみ	可燃ごみ	○ 燃やすごみ	台所ごみ 紙くず 除草ごみ ほか	
			不燃ごみ	○ 燃やさないごみ
	資源ごみ	○ リサイクルごみ		
			○	ペットボトル
			○	びん類
			○	紙パック
			○	プラスチック資源
		○	使用済小型家電	携帯電話端末・パソコン・電話機 ほか
		○	使用済小型充電式電池	ニカド・ニッケル・リチウムイオン電池
		○	廃家電	特定家庭用機器 4 品目
		○	使用済食用油	
		○	古紙類	
	有害ごみ	○ 乾電池	ボタン電池、コイン電池含む	
		○ スプレー缶・カセットボンベ		
		○ ライター		
		○ 水銀製品	蛍光灯・水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計	
	粗大ごみ	○ 大型ごみ	大型家具 ほか	
		○	処理困難物	バッテリー・廃タイヤ・消火器・廃油等
事業系ごみ	可燃ごみ	事業系一般廃棄物	可燃性の物 除草ごみ その他の一般廃棄物	
			資源ごみ	魚あら
		剪定枝		
家庭系18区分、事業系 3 区分				

○印は、家庭向けに本町が分別して収集するものとして周知する区分 : 1 4

上記は、本町が直接的に関与していないもの（古紙類〈再生資源集団回収事業〉）も含んでいます。

一方、処理することが困難なものなど、本町ではごみとして収集しないものがあります。

図表 15 分別収集しないごみの品目

品目	摘要	処理方法
土砂		販売業者などに相談してください
コンクリート		
ブロック		
園芸用土		
タイヤ		
バッテリー		
廃油類	食用油を除く	
ガソリン		
シンナー		
灯油		
薬品		
農薬		
ペンキ		
L P ガスボンベ		
金庫		
消火器		
バイク		
在宅医療廃棄物		病院などの医療機関に相談してください
有害ごみ	危険性のあるものなど	専門業者に依頼してください

4 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 中間処理計画（再生利用を含む）

図表 16 中間処理計画

区分	中間処理を行う施設	中間処理の方法	
家庭系ごみ	可燃ごみ	クリーンパーク折居	焼却
	不燃ごみ	リサイクルセンター長谷山	破碎、選別
	缶類	エコ・ポート長谷山	手選別、圧縮梱包
	ペットボトル	エコ・ポート長谷山	圧縮成形
	びん類	エコ・ポート長谷山	色選別
	紙パック	エコ・ポート長谷山	梱包
	プラスチック資源	リサイクルセンター長谷山	圧縮成形
	使用済小型家電	認定事業者	選別、解体、金属回収
	使用済小型充電式電池	認定事業者	選別、解体、金属回収
	乾電池	専門再生業者の再資源化施設	焙焼、破碎、磁選
	ライター	リサイクルセンター長谷山	残存物の廃棄、手選別
	水銀製品	専門再生業者の再資源化施設	水銀分離
	スプレー缶・カセットボンベ	リサイクルセンター長谷山	残存物の廃棄、手選別
	使用済食用油	バイオディーゼル燃料精製業者の精製施設	メチルエステル化
	古紙類	古紙再生業者の再資源化施設	溶解再生
	廃家電	製造者の再資源化施設	選別、解体、金属回収
大型ごみ	リサイクルセンター長谷山	破碎、選別	
事業系ごみ	可燃ごみ	クリーン21長谷山	焼却
	魚あら	京都市魚アラ中継施設	加熱、圧搾、乾燥
	剪定枝	奥山埋立処分地	チップ化

中間処理の方法は、実施することが可能な手法のうち、主に採用しようとするものを掲げています。

また、焼却時の熱エネルギーを利用して発電をおこない、焼却工場内の動力、照明などをまかなう他、余剰電力を売電しています。

(2) 最終処分計画

図表 17 最終処分計画【令和12年度】

(単位：トン/年)

区分		令和12年度
グリーンヒル三郷山	直接埋立	1
	土砂	16
	小動物焼却灰	0.03
	アルミ残渣	14
	不燃物	10
	プラスチック	3
	ガラス残渣	1
	計	45.03
宇治廃棄物処理公社	アルミ残さ	54
	不燃物	42
	プラスチック	15
	ガラス残さ	4
	計	115
大阪湾フェニックス	焼却灰	370
	飛灰処理物	191
	磁選物	31
	計	592
合計		752.03

グリーンヒル三郷山では、主に土砂類、自己搬入不燃ごみ、破碎処理後の不燃物残渣、資源化処理後の残渣及び小動物焼却後の残渣（骨等）を埋立処分しています。また、破碎処理後の不燃物残渣については宇治廃棄物処理公社においても埋立処分しています。

可燃ごみの焼却灰等についてはすべて大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分を行っています。

5 ごみの処理施設の整備に関する事項

図表 18 処理施設の概要

焼却施設	1	施設名	クリーンパーク折居
		所在地	京都府宇治市宇治折居18番地
		形式	全連続燃焼式焼却炉
		処理能力	57.5t/24h×2炉
	2	施設名	クリーン2 1 長谷山
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
		形式	全連続燃焼式焼却炉
		処理能力	120t/24h×2炉
	3	施設名	小動物焼却施設
所在地		京都府城陽市富野長谷山1の270	
形式		台車付直上再燃焼炉	
処理能力		最大 100kg/2h	
中継施設	1	施設名	沢中継施設
		所在地	京都府八幡市八幡沢1番地
		処理能力	可燃ごみ 82t/日
			不燃ごみ 13t/日 容器プラスチック 6t/日
破碎施設	1	施設名	リサイクルセンター長谷山
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
		形式	二軸低速回転式+堅型高速回転式
		処理能力	60t/日
資源化施設	1	施設名	エコ・ポート長谷山
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
		処理能力	46t/日
	2	施設名	リサイクルセンター長谷山
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
		処理能力	17t/日
最終処分場	1	施設名	グリーンヒル三郷山
		所在地	京都府久世郡久御山町佐古梶石1-3
		形式	サンドイッチ工法
		処理能力	100m ³ /日

〈処理主体および管理運営：城南衛生管理組合〉

6 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 地球温暖化対策

本町では、令和5年10月に策定した環境政策のマスタープランとなる「久御山町環境基本計画」に基づき、住民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、再生可能エネルギーの導入や省エネの推進など、温室効果ガスの削減等に努めていきます。

(2) 循環型社会推進委員会

本町では、廃棄物循環型社会を目指し廃棄物行政の円滑な推進やごみの減量化、資源化、排出抑制及びリサイクルの推進について、具体的な方策方法や啓発、その他目的達成に必要な事項を協議する循環型社会推進委員会を設置しています。

(3) 災害対策等

将来発生することが予想される大規模な地震や風水害に備えるため、令和4年3月に「久御山町災害廃棄物処理計画」を策定しており、仮置き場の確保や廃棄物の分別、処理方法、管内の構成市町や民間事業者との協力体制の整備など、町内の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制の構築を図っています。

また、感染症対策等についても、安定的に業務を継続することができるよう、収集運搬体制の構築に努めています。

(4) SDGsへの取組

国の「第5次環境基本計画」では、環境分野の大きな原則としてSDGsの考え方が組み込まれています。

これを受け、本町でも「環境基本条例」および「環境基本計画」を策定し、各施策とSDGsの目標の関係を整理しています。

本計画においても、SDGsの考え方を踏襲し、持続可能な循環型社会の構築を目指すことがSDGs達成にも結びつくことと認識して、取り組みを進めていきます。

出典

本計画に掲げた下表左欄の事項については、それぞれ右欄の資料を参照しています。

図表	出典文献等
図表1 計画の位置付けの概念図	—
図表2 人口ピラミッド 令和6年10月1日現在	R6年度久御山町統計書
図表3 人口流入出の推移	
図表4 産業別従業者数の割合	経済センサス-活動調査
図表5 ごみ処理フロー（収集運搬段階）	R6年度城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書
図表6 ごみ処理フロー（処理段階）	R6年度一般廃棄物処理事業実態調査
図表7 ごみ質調査結果（組成分析）	R6年度城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書
図表8 ごみ質調査結果（成分分析）	
図表9 現行のごみ処理体制	—
図表10 国を1とした各指標【R5年度実績】	R5年度一般廃棄物処理事業実態調査 R5年度環境省一般廃棄物の排出及び処理状況等
図表11 ごみ処理の実績	R2～R6年度城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書
図表12 目標達成状況	
図表13 収集・運搬目標【令和12年度】	R6年度城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書
図表14 分別収集の区分	—
図表15 分別収集しないごみの品目	—
図表16 中間処理計画	R7年度一般廃棄物処理実施計画
図表17 最終処分計画【令和12年度】	R7年度城南衛生管理組合一般廃棄物処理実施計画
図表18 処理施設の概要	

令和8年3月

久御山町民生部住民課

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

電 話 075-631-9917 0774-45-3907

F A X 075-631-5797

Eメール jumin@town.kumiyama.lg.jp